

大学共同利用機関法人自然科学研究機構動物実験委員会等規程

平成27年10月1日
自機規程第105号

(目的)

第1条 大学共同利用機関法人自然科学研究機構動物実験規程（自機規程第68号。以下「動物実験規程」という。）第7条第2項の規定に基づき、自然科学研究機構動物実験委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営等について定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程における用語の定義は、動物実験規程が定めるところに従う。

2 この規程において「機関」とは、大学共同利用機関法人自然科学研究機構が設置する大学共同利用機関をいう。

(任務)

第3条 委員会は、機構長の諮問を受け、次の各号に掲げる事項を審査又は調査し、機構長に報告又は助言するものとする。

- 一 動物実験計画等が動物実験等に関する法令、飼養保管基準、基本指針等及び動物実験規程に適合していることの審査
 - 二 動物実験計画の実施状況及び結果に関すること
 - 三 施設等及び実験動物の飼養保管状況に関すること
 - 四 動物実験等及び実験動物の適正な取扱い並びに関係法令等に関する教育訓練の内容又は体制に関すること
 - 五 自己点検・評価、機関外の専門家による検証並びに情報公開に関すること
 - 六 その他、動物実験等の適正な実施のための必要事項に関すること
- 2 委員会は、必要に応じて安全管理に注意を要する動物実験等に関連する委員会等と相互に必要な情報の提供等を行うよう努めなければならない。

(組織)

第4条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員長は、機構長が指名する研究教育職員をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。
- 4 副委員長は、委員長が指名する者をもって充てる。

(委員)

第6条 委員は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- 一 岡崎共通研究施設動物資源共同利用研究センター長
 - 二 岡崎共通研究施設動物資源共同利用研究センターの研究教育職員 1名
 - 三 基礎生物学研究所超階層生物学センターモデル生物研究支援室の研究教育職員 1名
 - 四 動物実験を行う機関の研究教育職員各 2名以内
 - 五 動物実験コーディネータ
 - 六 動物実験を行う機関の技術課長又は主任技師 1名
 - 七 岡崎統合事務センター長
 - 八 必要に応じ各機関の研究教育職員、技術職員又は主任技師 若干名
 - 九 その他機構長が必要と認めた者 若干名
- 2 前項第二号、第三号、第四号、第八号及び第九号の委員は、機構長が任命する。
(委員の任期)

第7条 前条の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、他の委員の任期の途中に新たに任命された委員の任期は、他の委員の任期満了の日までとする。
(議事)

第8条 委員長は、委員の半数以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

- 2 議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決する。
(委員以外の者の出席)

第9条 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者を出席させて、意見を聞くことができる。

(実験用霊長類専門委員会)

第10条 委員会に、実験用霊長類を用いた動物実験（以下「サル実験」という。）を安全かつ適正に行うため、実験用霊長類専門委員会（以下「実験用サル委員会」という。）を置く。

- 2 実験用サル委員会は、サル実験に関する次に掲げる事項の調査等を行うものとする。また、実験用サル委員会は、調査等の結果を委員会に報告するものとする。
- 一 実験用霊長類の入手に関すること
 - 二 実験用霊長類の取扱いに関すること
 - 三 実験用霊長類の飼養保管、実験環境に関すること
 - 四 実験用霊長類の健康に関すること
 - 五 サル実験の講習に関すること

六 その他、サル実験の適正な実施のための必要事項に関すること

3 実験用サル委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

一 岡崎共通研究施設動物資源共同利用研究センター長

二 岡崎共通研究施設動物資源共同利用研究センターの研究教育職員 若干名

三 サル実験を行う研究教育職員 若干名

四 動物実験コーディネータ

五 サル実験を行う機関の技術課長

4 前項第二号及び第三号の委員は、委員会委員長が指名する。

5 前項の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前項の規定にかかわらず、他の委員の任期の途中で新たに任命された委員の任期は、他の委員の任期満了の日までとする。

7 実験用サル委員会に実験用サル委員会委員長（以下「サル委員会委員長」という。）を置き、委員の互選による。なお、サル委員会委員長は、実験用サル委員会を招集し、その議長となる。また、サル委員会委員長は、委員の半数以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

8 実験用サル委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者を出席させて、意見を聴くことができる。

（動物実験コーディネータ）

第11条 第3条に規定する各号に係る専門的な業務を実施するため、委員会の下に動物実験コーディネータ1名を置く。

2 前項のコーディネータは、機構長が指名する。

（庶務）

第12条 委員会の庶務は、岡崎統合事務センター総務部国際研究協力課において処理する。

（雑則）

第13条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成27年10月1日から施行する。

2 自然科学研究機構岡崎3機関動物実験委員会等規則（平成20年5月16日岡共規則第3号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月23日改正）

この規程は、令和5年3月23日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和5年11月24日改正）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和5年12月27日改正）

1 この規程は、令和6年1月1日から施行する。

2 この規程の施行後最初の任命に係る第6条第1項の委員の任期は、第7条第1項の規定にかかわらず、令和6年3月31日までとする。